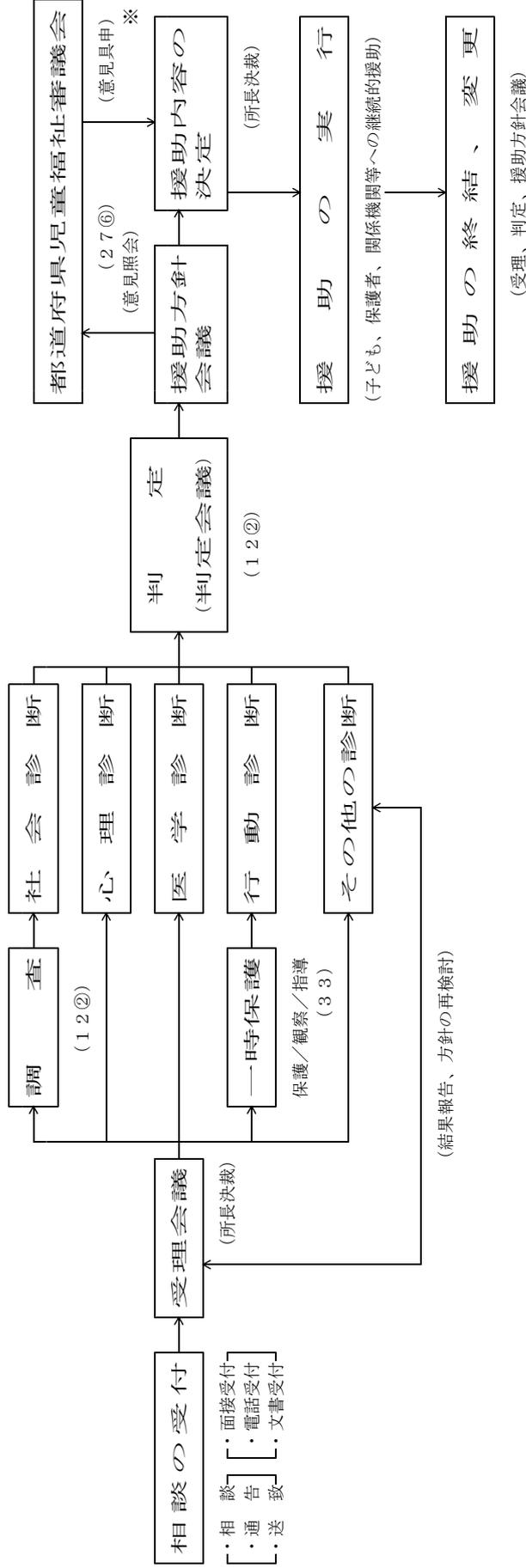


図一 1 児童相談所における相談援助活動の体系・展開



※

援 助	
1 在宅指導等	児童福祉施設入所措置 (27.1.3)
(1) 措置によらない指導 (1.2.2)	指定発達支援医療機関委託 (27.2)
ア 助言指導	里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27.1.3)
イ 継続指導	児童自立生活援助の実施 (3.3.6.1)
ウ 他機関あわせん	市町村への事業送致 (26.1.3)
(2) 措置による指導	福祉事務所送致、通知 (26.4, 6.3.4, 6.3.5)
ア 児童福祉司指導 (26.1.2, 27.1.2)	都道府県知事、市町村長報告、通知 (26.5, 6, 7, 8)
イ 児童委員指導 (26.1.2, 27.1.2)	家庭裁判所送致 (27.4, 27.3)
ウ 市町村指導 (26.1.2, 27.1.2)	家庭裁判所への家事審判の申立て
エ 児童家庭支援センター指導 (26.1.2, 27.1.2)	ア 施設入所の承認 (28.2)
オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (27.1.2)	イ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (3.3.7)
カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26.1.2, 27.1.2)	ウ 後見人選任の請求 (3.3.8)
キ 指導の委託 (26.1.2, 27.1.2)	エ 後見人解任の請求 (3.3.9)
(3) 訓戒、誓約措置 (27.1.1)	

(数字は児童福祉法の該当条項等)